

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助要綱

制定 令和2年6月17日 区長決定 要綱第137号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づき東京都が認証した施設（以下「認証保育所」という。）が臨時休園等をした場合において、認証保育所の設置者（以下「設置者」という。）が利用者負担額を軽減する場合、その費用の全部または一部を区が補助することによって、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
- (2) 年齢 入所等した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。
- (3) 施設等利用費 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11により支給される費用とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助は、認証保育所の設置者が、新型コロナウイルス感染症により、区市町村からの要請を受け休園した場合または区市町村からの登園自粛の要請により児童が認証保育所を欠席した場合であって、かつ、利用者負担額を減額したとき（認証保育所を月160時間以上利用している児童で、臨時休園日等の利用があらかじめ決まっていたものに対して利用者負担額を減額した場合に限る。）に行うものとする。

(補助対象期間)

第4条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる期間は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までの間で別に定める期間とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、利用者負担額減額のため設置者が負担した経費で、別表に定める経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 この補助金は、別表により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第7条 設置者は、この補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 区長は、設置者から前条に定める補助金の交付申請を受けたときは、申請書および添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により速やかに設置者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金請求書（第3号様式）により、速やかに補助金の請求をしなければならない。

(準用)

第10条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月1日から適用する。

別表

補助対象経費
<p>(1) 施設等利用費の支給対象者でない場合</p> <p>以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額</p> <p style="padding-left: 2em;">実費負担額－（実費負担額（※1）×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>イ 以下のうち該当する額</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">（イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額または返金した額</p>
<p>(2) 施設等利用費の支給対象者の場合</p> <p>以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額</p> <p style="padding-left: 2em;">実費負担額（※1）から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）</p> <p style="padding-left: 2em;">－（実費負担額（※1）から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）</p> <p style="padding-left: 2em;">×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>イ 以下のうち該当する額</p> <p style="padding-left: 4em;">（ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円</p> <p style="padding-left: 4em;">（イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額または返金した額</p>

※1：「実費負担額」とは、施設と利用者との間で契約している月額保育料をいう。

※2：25日を超える場合は、25日とする。

第1号様式（第7条関係）

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金
交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者

㊞

設置者住所

電話番号

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金について、品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請する。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 対象年月 _____ 年 月分

3 添付書類 返金調査票

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助要綱第8条の規定に基づき、品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金の交付（不交付）を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

不交付理由

第3号様式（第9条関係）

品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金
請 求 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

件 名 品川区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金
について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所 在 地

施 設 名

請求者住所

氏 名

㊞